

支 払 基 金
平成 2 6 年 9 月 1 2 日

医薬品マスターの改定について

平成 2 6 年 3 月 5 付け厚生労働省告示第 5 7 号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の「区分番号 F 2 0 0 の注 2」の規定に基づき薬剤料逓減コードを下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

新規(変更区分「3」)

平成 2 6 年 1 0 月 1 日適用

| 医薬品 コード | 医薬品名・規格名 | 金額種別 | 金額 |
|------------|-------------------------|------|------|
| 630010005 | 薬剤料逓減(80/100)(向精神薬多剤投与) | 7 | 0.00 |